

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年10月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第39号

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項に次の1号を加える。

(3) 在園児童と同一の世帯に次に掲げる児童がある場合において、当該児童が2人以上の場合

ア 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親に養育されている児童

イ 次に掲げる施設に入所している児童

(ア) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）

(イ) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（同項に規定する医療型児童発達支援を受ける場合及び同法第27条第2項の規定による委託が行われている場合に限る。）

(ウ) 児童福祉法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設（これらの項に規定する便宜の供与を受けるために入所する場合に限る。）

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる施設に類する施設として別に定めるもの

本則に次の1条を加える。

(補則)

第5条 この規則において別に定めることとされている事項は、教育長が定める。

別表第1備考中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 1にかかわらず、在園児童と同一の世帯に第1条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあつては、在園児童のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については保育料を零とする。

第2条 京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項中「入園料」を削り、同条第2項を削り、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

世帯等区分	基準年度の所得割課税額（年額）による区分	保 育 料			
		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
		第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子
非課税世帯及び養育里親等		円 1,800	円 900	円 1,600	円 800
均等割課税世帯		3,000	1,300	2,900	1,300
その他の世帯	1円以上34,999円以下	4,900	2,300	4,300	2,100
	35,000円以上41,999円以下	5,200	2,300	4,600	2,300
	42,000円以上48,599円以下	5,400	2,300	5,000	2,300
	48,600円以上58,099円以下	9,500	4,600	9,000	4,600
	58,100円以上67,599円以下	11,400	5,300	10,100	5,100
	67,600円以上77,100円以下	12,200	5,900	11,400	5,700
	77,101円以上86,999円以下	12,900	5,900	12,000	5,900
	87,000円以上96,999円以下	13,100	5,900	12,300	5,900
	97,000円以上102,599円以下	13,200	5,900	12,500	5,900
	102,600円以上110,899円以下	14,200	6,500	13,400	6,500
	110,900円以上124,999円以下	14,200	6,500	13,900	6,500
	125,000円以上138,599円以下	14,200	6,500	14,100	6,500
	138,600円以上168,999円以下	14,200	7,100	14,100	7,000
	169,000円以上174,599円以下	14,200	7,100	14,100	7,000
	174,600円以上211,200円以下	14,200	7,100	14,100	7,000
211,201円以上	15,900	7,900	14,100	7,000	

備考1 「3歳児」とは、教育のあった日の属する年度の前年度の3月31日において年齢が3歳である児童をいい、「4歳以上児」とは、同日において年齢が4歳以上である法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。

- 2 第1子の欄は在園児童が子ども・子育て支援法施行令（以下「令」という。）第14条第1号に掲げる支給認定子ども（同号ロに規定する満三歳未満保育認定子どもを除く。以下「第2子児童」という。）又は同条第2号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子どもである場合について、第2子の欄は在園児童が第2子児童である場合について、それぞれ適用する。
- 3 2にかかわらず、在園児童と同一の世帯に第1条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあつては、在園児童のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については保育料を零とする。
- 4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。
- 5 「養育里親等」とは、令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。
- 6 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。
- 7 月の中途において入園し、退園し、又は転園した場合における当該月の保育料の額は、法第27条第3項第1号又は第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定する額の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の日前に幼稚園に入園した者に係る保育料については、なお従前の例による。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）